

まん延防止等重点措置の延長（6月1日～6月20日）に伴う
各協力金及び支援金の実施について

三重県雇用経済部

令和3年5月28日に開催された三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議において「三重県まん延防止等重点措置」の期間の延長を決定しました。これを受け、令和3年5月9日から31日までのまん延防止等重点措置期間において実施してきた、各協力金及び支援金については、延長期間に応じ、引き続き実施いたします。

1 飲食店時短要請協力金

(1) 対象となる事業者

飲食店等への時短営業等の要請に全面的に協力していただいた事業者

(2) 対象期間

令和3年6月1日（火）から6月20日（日） 20日間

(3) 主な支給要件

- ・ 県内の飲食店であること（結婚式場を含む）
- ・ 延長された時短要請の全期間・県内の全店舗において時短営業に全面的に協力すること
※全面的に協力とは、時短要請の全期間・県内の全店舗において、午後8時から翌日午前5時まで営業を行わない時短営業に協力いただくことをいいます。
- ・ 酒類の提供を行わないこと（持ち込みも不可）
【昼夜問わず終日（特に重点措置を講じる区域（以下、「重点措置区域」））】
- ・ カラオケ設備の利用を行わないこと【昼夜問わず終日】

(4) 支給金額（1店舗1日あたり）

○重点措置区域内

【中小企業】前年度又は前々年度の売上高に応じて 3万～10万円

【大企業】前年度又は前々年度の売上高減少額の4割（上限20万円）

○重点措置区域以外

【中小企業】前年度又は前々年度の売上高に応じて 2.5万～7.5万円

【大企業】前年度又は前々年度の売上高減少額の4割

（上限20万円 又は 前年度もしくは前々年度の売上高×0.3のいずれか低い額）

2 集客施設時短要請協力金

(1) 対象となる事業者

重点措置区域における、集客を目的とする大規模施設等への時短要請に全面的に協力していただいた事業者

(2) 対象期間

令和3年6月1日（火）から6月20日（日） 20日間

(3) 主な支給要件

- ・建築物の床面積が、1,000㎡を超え多数の者が利用する施設、または、対象となる大規模施設内のテナント事業者等であること
- ・時短要請の全期間、全対象施設において時短営業に全面的に協力すること

(4) 支給金額

- ・【大規模施設等】自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数
※自己利用部分面積：大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分
※時短率：短縮した営業時間÷本来の営業時間
- ・【テナント事業者等】店舗面積100㎡毎に2万円×時短率×時短日数

3 飲食店取引事業者等支援金

(1) 対象となる事業者

- 時短営業等の影響を受けている飲食店と直接かつ反復継続した取引のある事業者
- タクシー事業者、自動車運転代行業者
- 協力金の対象とならないが、県の要請に応じているカラオケ設置事業者、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者、結婚式場

(2) 主な支給要件

- 令和3年6月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上の減少があること

(3) 支給金額

- 中小法人等：10万円／個人事業者等：5万円

4 酒類販売事業者等支援金

(1) 対象となる事業者

- 三重県内の酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者）

(2) 主な支給要件

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県において、休業要請又は時短要請に応じた飲食店と直接・間接の取引を反復継続して行っていること
- ・令和3年6月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上、50%未満の減少があること

(3) 支給金額

- 中小法人等：20万円／個人事業者等：10万円